いしのまきSDGsパートナー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の推進に賛同する企業その他団体及び個人事業者(以下「企業等」という。)をいしのまきSDGsパートナー(以下「パートナー」という。)」として登録し、石巻市(以下「市」という。)とパートナーが連携し、SDGsの普及啓発及びSDGsの達成に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。

(対象となる企業等)

- 第2条 パートナー制度の対象は、市民等に対するSDGsの普及啓発及びSDGsの達成に向けた取組を行っている又は行う意欲がある企業等とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、パートナー制度の 対象外とする。
 - (1) 法令等に違反している者
 - (2) 納付すべき税等を滞納している者
 - (3) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱 (平成17年石巻市告示第180 号) 第2条第1項及び第13条の規定による指名停止を受けている者
 - (4) 石巻市暴力団排除条例 (平成24年石巻市条例第42号) 第2条第2号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は第4号に規定する暴力団員等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者 (活動内容)
- 第3条 市及びパートナーは、次の活動を行う。
 - (1) SDGsの普及啓発及びSDGsの達成に向けた取組を行い、当該取組についてホームページ等で公表する。
 - (2) 市ホームページ及びパートナーの取組を紹介するホームページ等を相互にリンクする。
 - (3) 市は、パートナーが行う第1号の取組について市ホームページ等で公表する。
 - (4) 市は、パートナーに対し、パートナーのステッカー及びロゴマークを提供する。
 - (5) パートナーは、前項のステッカー及びロゴマークを使用してSDGsの普及啓発等を行うことができる。ただし、当該ステッカー及びロゴマークの使用は、第1条の目的に合致した取組に限る。

(禁止事項)

- 第4条 パートナーは、前条第4号のステッカー及びロゴマークを使用し、次に掲げる活動をしてはならない。
 - (1) パートナーのイメージを損なう、又はSDGsの正しい理解の妨げとなる活動
 - (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
 - (3) 法令や公序良俗に反する活動
 - (4) 第2条第2項第4号に該当するものの利益となる活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動

(登録の申込み)

- 第5条 パートナーとして登録を希望する企業等(以下「登録希望企業等」という。)は、いしのまき SDG s パートナー(新規・変更)登録申込書(別記様式。以下「登録申込書」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、登録に当たり、必要に応じ、企業等に追加書類の提出を求めることができる。 (登録証の交付)
- 第6条 市長は、登録希望企業等から前条の規定により登録申込書の提出を受けた場合は、 登録の可否を判断し、適当と認めた場合は、当該登録希望企業等をパートナーとして登 録し、登録証を交付する。
- 2 前項の登録証は、市長が別に定める。

(登録の変更)

第7条 パートナーは、登録内容に変更が生じた場合は、変更箇所を明記した登録申込書 を市長へ提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

(登録期間)

第8条 パートナーの登録期間は、登録年月日から当該年度の末日までとする。ただし、 登録期間が満了する日の1箇月前までにパートナーから登録取消の申し出がない場合は、 さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の取消し)

- 第9条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
 - (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 第4条に掲げる活動を行ったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、企業等に対しその旨を通知する ものとする。この場合において、登録を取り消された企業等は、第6条の登録証を市へ 返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第3条第4号のステッカー及びロゴマークを使用してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定により登録を取り消された企業等に損害が生じても、その責め を負わない。
- 5 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第1項各号に該当しないこととなったときは、第5条の規定による登録の申込みを行うことができるものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。